

総務教育常任委員会資料

(令和元年5月21日)

【件名】

- ・ 平成30年度教育行政の点検及び評価について（教育総務課）…………… 1
- ・ 令和2年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験の主な内容
（教育人材開発課）…………… 3
- ・ 平成30年度夜間中学等調査研究部会の中間まとめについて（小中学校課）…………… 5
- ・ 「鳥取県幼児教育振興プログラム」改訂に伴うパブリックコメントの実施について
（小中学校課）…………… 6

教育委員会

平成30年度教育行政の点検及び評価について

令和元年5月21日
教育総務課

1 教育行政の点検及び評価

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項により、教育委員会は、毎年、教育行政に対する事務の点検及び評価（以下「評価」という。）を行うことが必要となっています。

このことについて、鳥取県教育振興基本計画に定める施策項目について評価を実施し、平成31年3月15日に教育委員会で議決（別添のとおり）しましたので、報告します。

2 評価の概要

84項目の施策項目のうちA評価（予定以上）が10項目（11.9%）、B評価（予定どおり）が70項目（83.3%）で合計80項目（95.2%）であり、教育行政に関する取組状況は概ね予定どおり進捗している。C評価（やや遅れ）は4項目（4.8%）であり、これを課題として今後重点的に取り組んでいく。なお、D評価（大幅遅れ）と評価した項目はなかった。

<主なA評価項目と評価理由>

項目	評価理由
図書館機能の充実 目標1-(3)-⑤	<p>県立図書館は平成28年11月に県内図書館との連携ネットワークの構築が評価され、『Library of the Year2016ライブラリアンシップ賞』を受賞しており、平成30年度においても県立図書館と市町村立図書館等を結ぶ物流・連絡網により県立図書館資料やサービスを提供するなど図書館機能を強化し、利用者の利便性向上に努めた。</p> <p>また、平成30年3月に策定した「鳥取県立図書館の目指す図書館像」の第2次改定版を踏まえ、「県民に役立ち、地域に貢献する図書館」を目指し、「仕事とくらしに役立つ図書館」「人の成長・学びを支える図書館」「鳥取県の文化を育み世界に発信する図書館」「知の拠点としての図書館」として取組を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ビジネス支援の一環として、農業に関する情報提供機能を強化（H30） ○図書館の「資料」や「場」の活用を通じて、経済的に困窮している家庭等への支援を実施（市町村立図書館と連携し、「図書館＝居場所」をPR）（H30）
手話教育の推進 目標2-(6)-⑩、 2-(7)-④	<p>手話教育の普及活動のため、学校において授業や部活動に手話を取り入れ、手話の普及と聴覚障がいへの理解を促進することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高等学校での手話授業の取組（H30） 岩美高等学校「手話基礎」（2、3年生）、米子高等学校「手話言語」（2年生） ○第5回手話パフォーマンス甲子園（H30）の予選会に県内から5チームが参加（鳥取城北高、境港総合技術高、米子東高、琴の浦高等特別支援学校、岩美高・鳥取聾学校合同）し、本選に4チームが選出
主体的に行動する 人材の育成 目標2-(7)-③	<ul style="list-style-type: none"> ・主権者教育の充実等により、社会に参画する自覚を持ち、主体的に行動する人材の育成につなげることができた。 ○高等学校では「現代社会」、「政治経済」、特別活動の時間等で主権者教育を実施

項目	評価理由
	<p>○グループ討議やディベート等により生徒が自ら考え、意見を持ち、表現していく学習を実施 (生徒の意識アンケート) 「授業で行った主権者教育が今回の投票の参考になりましたか」→約7割の生徒が肯定的回答</p> <p>○県選挙管理委員会による模擬投票などの出前講座を実施 (H30:19校で実施)</p> <p>・高校生等の自主的かつ独創的な取組を支援することで、生徒の将来に向けた夢や可能性を広げるとともに、地域と連携した探究的な活動を通じて、生徒自身が自己有用感を持ち、主体的に課題に取り組む姿勢などが見られた。</p>
文化財保護の推進 目標5-(18)-②	<p>「県指定文化財の新規指定件数」が目標を達成した。 ○指定件数：H26～H29の4年間で33件 (目標：H26～H30で15件)</p>

<主なC評価項目と評価理由等>

項目	評価理由・今後の取組
不登校ゼロへの取組 目標2-(8)-③	<p>平成30年10月に公表された平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、「不登校の出現率」が前年度と比較して上昇している (小学校 (0.51→0.56%)、中学校 (3.02→3.10%)、高等学校 (1.73→1.90%))。小学校、高等学校は全国平均より高い数値となっている。</p> <p>(対応等)</p> <p>○「教育相談体制充実のための手引き」に基づいて、引き続き管理職や学校担当者の研修、学校訪問等で教育相談体制の充実についての周知を図っていく。</p> <p>○不登校や生徒指導上の諸課題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが校内組織の一員として活動できる体制の整備、アセスメントシートを活用したケース会議の改善等により、学校全体の対応促進、教職員の対応スキルアップを図る。</p> <p>○児童生徒の教育上の様々な問題に関する本人、保護者、学校等からの相談に対する教育相談の実施、高等学校の不登校傾向の生徒等に対する「ハートフルスペース」による訪問型支援等を行う。</p>
県民に信頼される 教職員の育成 目標3-(12)-②	<p>コンプライアンス推進員研修や各所属における自発的な研修等を行い、継続して意識啓発を行っているが、未だ複数の不祥事が発生しており、より一層の啓発が必要である。</p> <p>(対応等)</p> <p>○コンプライアンス推進員への活動支援や各所属への意識啓発等に係る情報提供などにより、繰り返し教職員一人ひとりへのコンプライアンス意識の浸透を図る。</p>

令和2年度鳥取県公立学校教員採用候補者選考試験の主な内容

令和元年5月21日

教育人材開発課

項目	令和2年度選考試験	平成31年度選考試験(日程変更前)
実施要項等の交付及び出願期間	平成31年4月25日(木)から 令和元年5月22日(水)まで 持参・郵送 ※令和元年5月17日(金)まで 電子申請	平成30年5月2日(水)から 平成30年5月23日(水)まで 持参・郵送 ※平成30年5月18日(金)まで 電子申請
試験期日	〔一次試験〕 小学校教諭 令和元年6月30日(日) ※鳥取会場及び関西会場を設定 その他の試験区分 令和元年7月7日(日) ※鳥取会場 〔二次試験〕 令和元年8月31日(土) ～9月8日(日) 〔小学校教諭の第一次選考試験を県内・県外会場で実施 →小学校教諭受験者を確保するため県外会場を設定〕	〔一次試験〕 平成30年7月7日(土)・8日(日) 〔二次試験〕 小・中・特別支援学校教諭・養護教諭 平成30年9月3日(月)～6日(木) 高等学校教諭 平成30年9月7日(金)・8日(土)
試験会場	〔一次試験〕 小学校教諭(6/30) TKPガーデンシティPREMIUM心斎橋 鳥取県教育センター その他の試験区分(7/7) 鳥取市立湖東中学校 鳥取県立鳥取商業高校 鳥取県教育センター 〔二次試験〕 鳥取県立鳥取湖陵高校、鳥取西高校 鳥取県教育センター	鳥取市立湖東中学校 鳥取県立鳥取商業高校 鳥取県教育センター 鳥取県立鳥取西高校
受験資格	○年齢制限なし(ただし、採用時に定年に達していない者) ○特別選考「身体に障がいのある者を対象とした選考」の出願要件の変更 ・「介助者なしで教員としての職務の遂行が可能なる者」を削除	○52歳未満 (平成31年4月1日現在)
採用予定数	小学校教諭 85人程度 中学校教諭 55人程度 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語 高等学校教諭 35人程度 国語、地理歴史(世界史)、地理歴史(日本史)、地理 歴史(地理)、数学、理科(物理・地学)、理科(化学)、 理科(生物)、芸術(音楽)、芸術(美術)、芸術(書道)、 保健体育、英語、家庭、農業、工業(機械)、工業(電 気・電子)、工業(建築・土木)、商業 特別支援学校教諭 25人程度 養護教諭 7人程度 計 207人程度	小学校教諭 95人程度 中学校教諭 50人程度 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語 高等学校教諭 19人程度 国語、地理歴史(地理)、数学、理科(化学)、理科 (生物)、芸術(音楽)、芸術(美術)、芸術(書道)、 保健体育、英語、家庭、農業、工業(機械)、工業 (電気・電子)、工業(建築)、水産(食品) 特別支援学校教諭 30人程度 養護教諭 13人程度 計 207人程度
試験内容	小・特別支援学校教諭 〔一次試験〕 一般教養、専門試験(筆記試験)、適性検査 〔二次試験〕 専門試験(実技試験)、場面指導、個人面接、 集団面接(グループワーク(以下GW)を含む) 中・高等学校教諭、養護教諭 〔一次試験〕 一般教養、専門試験(筆記試験、技能・実技 試験)、適性検査 〔二次試験〕 場面指導、個人面接、集団面接(GWを含む)	〔一次試験〕 一般教養、専門試験(筆記試験、技能・実 技試験)、適性検査、場面指導 〔二次試験〕 個人面接、集団面接(GWを含む)
併願	○中学校教諭志願者は小学校教諭を併願可能 ※小学校教諭免許状所有又は取得見込みであること	○中学校教諭志願者は小学校教諭を併願可能 ○中学校教諭(技術以外)志願者及び小学校 教諭志願者は中学校技術教諭を併願可能 ※いずれも該当する免許状を所有又は取得見込みであること

特別選考の追加

【県内公立学校の講師等を対象とした選考】

対象：次の①、②のいずれの要件も満たす者

①平成31年度教員採用試験第一次選考試験に合格し、第二次選考試験のすべてを受験した者で、当該試験と同一の試験区分・教科（科目等）に志願する者

②県内の市町村（学校組合）立学校又は県立学校に、平成29年4月1日から出願時までの間に、25月以上の講師等としての在職期間がある者

試験内容の特例：小学校教諭、特別支援学校教諭にあつては、第一次選考試験の全試験及び第二次選考試験の専門試験（実技試験）を免除

その他の試験区分にあつては、第一次選考試験の全試験を免除

【教職大学院修了者を対象とした選考】

対象：出願時点において、教職大学院を修了し、志願する試験区分、教科（科目等）に関する専修免許状を取得済みの者、又は、教職大学院在学中であり、令和元年度末に修了見込み及び専修免許状の取得見込みが証明される者

試験内容の特例：小学校教諭、特別支援学校教諭にあつては第一次選考試験の全試験を免除
その他の試験区分にあつては、第一次選考試験の一般教養及び専門試験（筆記試験）を免除

<参考>

(1) その他の特別選考及び特例等

ア スポーツ・芸術の分野で秀でた者を対象とした選考

・平成21年4月1日以降（高等学校卒業後に限る）

・スポーツの分野において、国際的な大会（オリンピック、パラリンピック、ユニバーシアード大会、世界選手権大会、アジア大会、及びこれらと同等の国際的な規模の大会）に日本代表として出場した者若しくは全国的な大会（国民体育大会、全日選手権大会、全日本実業団選手権大会、全日本学生選手権大会、及びこれらと同等の全国的な規模の大会）でベスト4以上に入賞した者

・芸術の分野において、国際的又は全国的なコンクール、展覧会等で優秀な成績を収めた者

イ 身体に障がいのある者を対象とした選考

・身体障害者手帳の被交付者（1級～6級）

・障がいの程度に応じて第一次選考試験の技能・実技試験の一部若しくは全部免除又は振替を行う

・各試験区分の採用予定数を含む

※採用予定数の内、小・中学校教諭3人程度、特別支援学校教諭2人程度

ウ 現職教諭を対象とした選考

・本県以外で2年以上教諭として勤務し、現在も志願する試験区分に勤務している者

・すべての試験区分

・第一次選考試験の全試験並びに第二次選考試験の場面指導及び小学校教諭、特別支援学校教諭における第二次選考試験の専門試験（実技試験）を免除

・各試験区分の採用予定数を含む

エ 普通免許状を有しない社会人実務経験者を対象とした選考

・教諭普通免許状を所有していないが、民間企業、官公庁（教育関係機関を除く）等に正職員として5年以上の実務経験を有する者

・高等学校教諭の農業、工業（機械）、工業（電気・電子）、工業（建築・土木）、商業が対象試験区分

・対象試験区分の採用予定数を含む

オ 大学院進学希望者及び大学院修学継続希望者への特例

・令和3年度に国内の大学院を修了する予定の者

→令和4年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用

・令和2年度に国内の大学院を修了する予定の者

→令和3年度採用候補者名簿に登載し、公立学校の教員として正式に採用

カ 英語に関する有資格者への加点

【小学校教諭、特別支援学校教諭】

①次の場合に第一次選考試験の筆記試験の合計点に、20点加点

→「実用英語技能検定準1級以上」、「TOEFL iBT80点以上 PBT550点以上」又は「TOEIC 730点以上」

②次の場合に第一次選考試験の筆記試験の合計点に、10点加点

→「実用英語技能検定2級」、「TOEFL iBT 42点以上 PBT440点以上」又は「TOEIC 550点以上」

【中学校・高等学校教諭（英語）】

上記①の場合に第一次選考試験の筆記試験の合計点に、20点加点

キ 複数免許状所有者への加点

【小学校教諭、中学校教諭】

・小学校教諭志願者で中学校教諭普通免許状所有者又は中学校教諭志願者で小学校教諭普通免許状所有者に対して、第一次選考試験の筆記試験の合計点に10点加点

※免許状取得見込みの者は対象としない

(2) 実施要項のホームページ掲載日

平成31年4月24日（水）

平成30年度 夜間中学等調査研究部会の中間まとめについて

令和元年5月21日

小中学校課

本県における夜間中学等の調査研究を行うため、平成30年度に鳥取県教育審議会に「夜間中学等調査研究部会」を設置し、夜間中学設置にあたっての課題やその解消策に関する検討を進め、別添のとおり中間まとめを策定したので報告します。

【概要】

平成30年度の取組により、県内における夜間中学の周知が少しずつ図られているとともに、夜間中学設置の対象となる可能性のある方は県内におられるが、県内各地に分散していることや、実際に夜間中学を設置した場合に通って来られる方がどの程度なのか正確なニーズの把握が難しいことなどの課題が徐々に明らかになってきたところである。

また、正確なニーズを把握した上で、設置主体や費用負担、設置場所、通学方法、教員の確保など、具体的内容の検討や、さらに県内の公立中学校の設置者である市町村教育委員会との情報共有や意向確認なども引き続き行っていく必要があることから、現時点では設置の方向性について結論を出すまでには至らなかった。今後も、課題に対する解決策の検討や夜間中学に対するニーズの更なる掘り起こしが必要であり、今年度も継続して調査研究を進めていくこととする。

【平成30年度の主な取組】

○鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」の開催（第1回：平成30年6月13日、第2回：平成31年1月7日、第3回：平成31年3月18日）

○夜間中学等の調査研究に向けた実態把握のためのニーズ調査

① アンケート付きはがきによる調査（平成30年8月26日～11月20日）

学齢超過者等対象：配布数5600枚（日本語、中国語、韓国語、英語）→回答99枚

学校に通えていない学齢生徒対象：260枚 →回答4枚

② 県政参画電子アンケート（平成30年11月1日～11月12日） 会員1018名→回答806件

⇒調査することにより、県民への周知が一定程度はかされた。

対象となる可能性のある方は県内におられるが、分散していることや回答数が十分ではなく、正確な状況把握には至っていない。

○先進地視察の実施（平成30年10月16日～17日）

参加者：夜間中学等調査研究部会専門委員及び県教育委員会事務局職員

・京都市立洛友中学校（10月16日）参加者9名

・京都市教育委員会（京都市総合相談センター）（10月17日）参加者5名

・尼崎市立成良中学校琴城分校（10月17日）参加者9名

⇒夜間中学で「学びたい」という気持ちで机に向かう生徒と、それに応えようと工夫を凝らした教材を準備し、一人一人に丁寧に関わる教員の姿を見ることができた。また、設置者の教育委員会や学校の管理職の方の意見等をお聞きすることにより、夜間中学の意義や役割を学ぶ機会となった。

○「学びの機会確保に向けたシンポジウム」の開催（平成30年10月27日、28日）

・米子市立図書館（10月27日 午後1時30分～4時）参加者64名

・鳥取市福祉文化会館（10月28日 午前9時30分～正午）参加者64名

<内容>

・基調講演「学びの機会確保の必要性と夜間中学設置の意義について」

・パネルディスカッション「学びの機会確保と夜間中学」

⇒学びの機会確保の必要性、夜間中学の意義、本県における現状等、夜間中学をはじめとする義務教育未修者の就学機会確保について、参加者の認識を深められた。

【令和元年度の主な予定】

○夜間中学等調査研究部会の開催（第1回：6月、第2回：8月、第3回：10月）

○先進地視察（埼玉県川口市、千葉県松戸市：7月頃）

「鳥取県幼児教育振興プログラム」改訂に伴うパブリックコメントの実施について

令和元年5月21日

小 中 学 校 課

平成25年3月に改訂した現行の「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」（以下「幼児教育振興プログラム」という。）の計画年度が平成30年度で終了し、「鳥取県教育振興基本計画～未来を拓く教育プラン～」が平成31年3月に改訂されたことを踏まえ、「幼児教育振興プログラム」の改訂について、平成30年度より「幼児教育振興プログラム」検討委員会において協議を実施してきたところであり、その改訂案についてのパブリックコメントの実施について報告します。

1 内容

「幼児教育振興プログラム」の改訂に係る現行との主な変更・追加点

(1) 主な変更点

「第IV章 推進の柱と基本方針及び目標」の「推進の柱5：地域とともにある幼児教育の推進」
・基本方針3項目 → 2項目へ

現 行	今回改訂
(1) 幼児教育関係組織の連携	(1) 幼児教育・保育施設と関係組織の連携
(2) 幼保一体化など新たな課題への対応	(2) 地域とともにある園づくりの推進
(3) 地域に支えられた園づくりの推進	

- ・(現行) 基本方針(2)「目標② 認定こども園の充実」⇒削除
- ・(新規) 基本方針(2)「目標② 子どもを支える地域づくり」

(2) 追加点

「第V章 鳥取県幼児教育センターの役割と活用」

- ・幼児教育のさらなる充実をめざして、幼児教育の拠点機能の強化を図るため、平成29年4月に「鳥取県幼児教育センター」を小中学校課内に設置したことを踏まえ、その役割や活用方法等を記載

2 今後の予定

- ・5月21日(火) 常任委員会
- ・5月24日(金) 定例教育委員会
- ・5月27日(月)～6月14日(金) パブリックコメント実施
- ・7月 第4回検討委員会
- ・8月 定例教育委員会
- ・9月初旬 第5回検討委員会
- ・秋頃 教育審議会において意見聴取
- ・10月初旬 幼児教育振興プログラムの決定
- ・10月下旬 印刷・配布(県内幼児教育施設・小学校等)
- ・12月 鳥取県幼児教育フォーラム開催

鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)(案)

についてご意見をお寄せください!

【意見募集の趣旨】

本県では、幼児教育の総合的な推進を図るため、平成25年3月に「鳥取県幼児教育振興プログラム」を改訂し、県の関係部局をはじめ各市町村と連携・協力しながら、幼児教育充実に向けた取組を推進してきました。その間、幼児を取り巻く環境の変化もあり、幼児の育ちなどに対する様々な課題への対応が必要となっており、鳥取県幼児教育の方向性や具体的な取組等を示すため、現行プログラムを改訂することとしました。改訂にあたっては、昨年度から検討委員会で協議を進め、「鳥取県幼児教育振興プログラム」(第2次改訂版)(案)をとりまとめました。このプログラム案についての県民のみなさんのご意見を募集します。

【プログラムの内容】

- 第Ⅰ章 改訂の趣旨
- 第Ⅱ章 鳥取県の現状
- 第Ⅲ章 めざす子どもの姿
- 第Ⅳ章 推進の柱と基本方針及び目標
 - 推進の柱1 幼児教育の質の向上
 - 推進の柱2 保育者の資質向上
 - 推進の柱3 小学校教育との連携・接続推進
 - 推進の柱4 子育て・親育ち支援の充実
 - 推進の柱5 地域とともにある幼児教育の推進
- 第Ⅴ章 鳥取県幼児教育センターの役割と活用

詳細は概要版を
ご覧ください



「鳥取県幼児教育振興プログラム」(第2次改訂版)(案)の閲覧方法

- ・鳥取県教育委員会(小中学校課)のホームページからダウンロードできるほか、県庁県民課、各総合事務所地域振興局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館および各市町村役場でも閲覧できます。
*ホームページアドレス：<http://www.pref.tottori.lg.jp/〇〇〇〇〇〇.htm> (作成中)
- ・郵送をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

応募方法

- ・電子メール、郵送またはファクシミリでお寄せいただくか、意見箱への投函(上記県の機関)および市町村役場窓口のいずれでも応募できます。
- ・提出される様式は自由ですが、このチラシもご利用になれます。

結果の公表

- ・いただいたご意見への対応については、後日、とりまとめてホームページ等で公表します。

《応募・問合せ先》

鳥取県幼児教育センター
(鳥取県教育委員会事務局小中学校課)
郵 送：〒680-8570
*郵便番号のみで届きます
電 話：0857-26-7915
ファクシミリ：0857-26-8170
電子メール：shouchuugakkou@pref.tottori.jp

応募期限 <必着>
令和元年6月 日()

「鳥取県幼児教育振興プログラム(第2次改訂版)(案)」
に対するご意見応募用紙

《応募先》鳥取県幼児教育センター（鳥取県教育委員会事務局小中学校課）

郵 送：〒680-8570（郵便番号のみで届きます）

ファクシミリ：0857-26-8170

電子メール：shouchuugakkou@pref.tottori.lg.jp

ご意見記載欄

ご意見ありがとうございました。

差し支えなければ、下記もご記入ください。

お住まいの市町村	鳥取県	市・郡	町(以下不要)	
年代	<input type="checkbox"/> 10歳代	<input type="checkbox"/> 20歳代	<input type="checkbox"/> 30歳代	<input type="checkbox"/> 40歳代
	<input type="checkbox"/> 50歳代	<input type="checkbox"/> 60歳代	<input type="checkbox"/> 70歳代	<input type="checkbox"/> 80歳代以上



鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）（案）の概要

【プログラムの基本的な考え方】

幼児期は、知識を教えられ身につけていく時期ではなく、遊びながら学んでいく時期です。乳幼児は、幼稚園・認定こども園・保育所等で、興味や関心に基づいた自発的な活動や具体的な体験を通して多くのことを学んだり身につけたりしているのです。

本県では、遊びを幼児期にふさわしい学びととらえ、平成25年に「遊びきる子ども」をめざす子どもの姿として掲げ、友達との集団生活の中で「遊びきる子ども」を育てることをめざしてきました。今後も、子どもたちの多様な個性や能力を十分に把握し、個に応じた教育・保育を心身の発達段階を踏まえて行うとともに、ふるさと鳥取の自然・文化との出会いやかかわり合い、地域の人々との交流活動や集団活動など豊かな体験をとらえて、幼児期から自己肯定感を醸成し、生きる力の基礎を育む取組を推進します。そして、乳幼児期から学びの連続性を大切にしたい一貫性のある教育・保育の実現をめざします。

このプログラムでは、現行のプログラムの基本理念を継承しながら、今後の本県の幼児教育の方向性ととも、県・県教育委員会、市町村・設置者、幼稚園・認定こども園・保育所等、小学校等が果たす役割を具体的な取組として示しています。

推進の柱1：幼児教育の質の向上



乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。その役割を十分に果たしていくために、幼稚園・認定こども園・保育所等を支援しながら、更なる幼児教育の質の向上を図り、「遊びきる子ども」の育成をめざします。

基本方針（1）幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開

- 目標① 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の内容の理解推進
- 目標② 教育・保育内容の充実
- 目標③ 自己評価を中心とした学校（園）評価の活用推進

基本方針（2）幼児教育における環境の充実

- 目標① 幼児教育における環境の改善・整備

基本方針（3）特別支援教育の充実

- 目標① 支援体制の整備・充実
- 目標② 個別の教育支援計画等の作成・活用及び関係機関との連携

推進の柱2：保育者の資質向上



保育者は、「遊びきる子ども」の育成をめざすため、幼児教育の専門家としての確かな力量を備えなければなりません。そのため、経験年数や園の課題等に応じた効果的な研修を推進し、幼児教育の質の向上に努める必要があります。

保育者の研修を充実し、資質及び専門性を高めることにより、質の高い幼児教育をめざします。

基本方針（1）研修体制の整備

- 目標① 体系的な研修計画の整備
- 目標② 計画的・組織的な研修の推進

基本方針（2）研修内容の充実

- 目標① 専門性の向上のための研修の充実
- 目標② 幼保多様化に向けた研修の充実

推進の柱3：小学校教育との連携・接続推進



遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心とする小学校教育では、教育内容や指導方法が異なっていますが、子どもの発達や学びは連続しています。幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のため、「組織をつなぐ」「人をつなぐ」「教育をつなぐ」をキーワードに教職員の保育・教育の相互理解を進め、幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続に努めます。

基本方針（1）連携・交流の体制づくり

- 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等の連携・接続の体制整備・充実
～組織をつなぐ～
- 目標② 幼稚園・認定こども園・保育所・小学校教職員等の連携・交流の推進
～人をつなぐ～

基本方針（2）つながりを意識した教育・保育内容の充実

- 目標① 接続カリキュラムの作成 ～教育をつなぐ～
- 目標② 地域における連携体制の整備 ～組織をつなぐ～

推進の柱4：子育て・親育ち支援の充実



子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりをもって子育てができることが求められます。

乳幼児期からの親子の愛着関係の形成や家族とのふれあいをとおして、子どもたちの豊かな情操、命を大切にできる心や思いやりの心、社会性や基本的な生活習慣などが育まれます。家庭教育が子どもの人格形成において大きな役割を担っていることから、保護者に家庭教育の重要性を伝えていく必要があります。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・認定こども園・保育所等の機能や特性を生かし、地域の関係機関が連携して、家庭教育を支える子育て支援体制の充実に努めます。

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

- 目標① 多様な場を活用した交流機会の提供
- 目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実
- 目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

基本方針（2）子育て支援体制の充実

- 目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実
- 目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

基本方針（3）地域における園のセンター的機能の整備

- 目標① 幼稚園・認定こども園・保育所等におけるセンター的機能の充実

推進の柱5：地域とともにある幼児教育の推進



子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育て支援、保健医療などさまざまな関係機関が連携して、総合的な幼児教育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざします。

また、県内の市町村における地域の实情に応じた幼児教育の取組を支援するとともに、鳥取の豊かな自然・文化などの地域資源の活用や地域の人との交流をとおして、これからの時代に必要な力やふるさとに愛着をもった子どもの育成をめざします。

基本方針（1）幼児教育・保育施設と関係組織の連携

- 目標① 連携体制の整備
- 目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定
- 目標③ 多様な幼児教育・保育施設の連携推進

基本方針（2）地域とともにある園づくりの推進

- 目標① 地域資源の活用
- 目標② 子どもを支える地域づくり

自立して心豊かに生きる
未来を創造する 鳥取県の人づくり

自他の価値を尊重することができ、夢や目標、学びに向かう意欲を持って生きる「自己肯定感」の高い人材を育成

めざす幼児の姿

遊びきる子ども

学びの基礎

豊かな人間性

健康な体

令和元年5月策

鳥取県幼児教育振興プログラム（第2次改訂版）

～遊びをとおした育ちと学び・生きる力を 未来へ つなぐ～

《推進の柱》

1 幼児教育の質の向上

2 保育者の資質向上

3 小学校教育との連携・接続推進

4 子育て・親育ち支援の充実

5 地域とともにある幼児教育の推進

《基本方針》

- ・幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に沿った幼児教育の展開
- ・幼児教育における環境の充実
- ・特別支援教育の充実

- ・研修体制の整備
- ・研修内容の充実

- ・連携・交流の体制づくり
- ・つながりを意識した教育・保育内容の充実

- ・「親と子の育ちの場」の充実
- ・子育て支援体制の充実
- ・地域におけるセンター的機能の整備

- ・幼児教育・保育施設と関係組織の連携
- ・地域とともにある園づくりの推進

乳幼児

- ・子ども同士で遊び、葛藤しながら成長する機会の減少
- ・身近な自然や遊び場の減少
- ・外遊びや直接体験の不足

- ・子ども・子育て支援新制度
- ・幼児教育の無償化
- ・幼児教育施設の多様化

保護者

- ・少子・高齢化の進行
- ・共働き家庭の増加
- ・核家族化等家族形態の変化
- ・地域のつながりの希薄化の進行
- ・児童虐待の相対対応件数の増加

- ・情報化社会の進行
- ・AI(人工知能)の進化
- ・IoTの広がり
- ・育児情報の氾濫
- ・スマホ等 ICT 機器使用の低年齢化

地域・社会

教職員等

鳥取県の特徴 ・女性就業率が高い ・保育所入所児の割合が高い ・長期間・長時間保育の子どもが多い

背景

